

富津の産廃処分場訴訟：上告棄却 早く許可取り消して 原告団、県庁で会見 / 千葉

7月8日13時1分配信 毎日新聞

富津市に計画されている安定型産廃処分場を巡り、周辺住民が産廃業者「浅野商事」(木更津市)に対し建設差し止めを求めた訴訟で、最高裁が同社の上告を棄却し、原告の訴えを認めた1、2審判決が確定したことを受け、原告団が7日、県庁で会見した。

計画を巡っては、県は98年、富津市と同社が環境保全協定を結ぶことなどを条件とした上で設置を許可した。しかし、同社が協定を結ばないまま工事を行ったため、99年に許可を取り消した。00年には厚生省(当時)が「条件違反を理由とした許可取り消しは違法」と判断し、再び県が許可を出した。

原告団は02年、千葉地裁木更津支部に建設差し止めを求め提訴。1、2審判決では「処理場からの汚水が井戸水を汚染し、住民の健康を害する危険性がある」などとし、建設差し止めを命じた。

原告団代表の安田貞夫さんは「長い裁判だったが、さまざまな支援があって闘えた。最高裁の決定が出た以上、県は早く建設許可を取り消してほしい」と訴えた。代理人の田中由美子弁護士は「安定型産廃処分場の危険性を認め、産廃行政の誤りを問う判決だ」と話した。

県廃棄物指導課は「建設許可は廃棄物処理法にのっとり出された。今後は環境省と協議し、対応を検討したい」としている。【中川聡子】

7月8日朝刊

最終更新:7月8日13時1分